主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人山口貞昌の上告趣意(後記)は、憲法違反を主張するけれどもその実質は、 刑訴四一一条に該当する事由のあることを主張するに帰するのであつて上告適法の 理由にならない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められ ない。〔論旨は、原判決が不利益変更禁止の規定に反するというのであるが、何が 不利益であるかは必ずしも刑法九、一〇条の刑の順序に従うとのみはいえないけれ ども、これを全体として観察し、懲役刑が減軽されてその刑の執行が猶予された場 合には罰金刑が増額されていても刑訴四〇二条に反しないこと明らかである(昭和 二六年(れ)一八二六号同年一一月二七日第三小法廷判決刑集五、一三、二四五七 頁参照)。所論は違憲論の前提を欠く。〕よつて同四〇八条一八一条により主文の とおり判決する。この判決は、裁判官全員一致の意見である。

## 昭和二九年九月二一日

## 最高裁判所第三小法廷

| 裁判長裁判官 | 井 | 上 |    |   | 登 |
|--------|---|---|----|---|---|
| 裁判官    | 島 |   |    |   | 保 |
| 裁判官    | 河 | 村 | 又  |   | 介 |
| 裁判官    | 小 | 林 | 俊  |   | Ξ |
| 裁判官    | 本 | 村 | 善善 | 太 | 郎 |